

19-2. 地域医療振興協会健康保険組合 新型コロナワクチン接種補助金支給規程

(目的)

第1条 この規程は、地域医療振興協会健康保険組合規約第54条に基づく保健事業の一環として、地域医療振興協会健康保険組合（以下「組合」という）の被保険者が新型コロナワクチンの接種（以下「ワクチン接種」という。）を受けた場合に、組合がその費用の全部又は一部を補助することにより、被保険者の新型コロナ感染症への感染予防と重症化防止を図るとともに、他の被保険者への感染拡大を防ぐことを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、次の各号のいずれかとする。

- (1) ワクチン接種を受けた日において組合の被保険者（健康保険法第3条第4項に規定する被保険者（以下「任意継続被保険者」という。）を除く。）であるもの
- (2) ワクチン接種を受けた日において組合の任意継続被保険者である者のうち、地域医療振興協会健康保険組合規約第4条に規定する事業所又は公益社団法人地域医療振興協会が運営管理する病院、診療所、介護老人保健施設等（以下「事業所等」という。）で勤務するもの

(補助金の支給)

- 第3条 各年度4月1日から翌年1月末日までに受けた接種に対して補助金を支給する。ただし、新型コロナ感染症の感染拡大が想定される場合等においては、理事長が別に期間を定める。
- 2 原則として、事業所等において受けた接種に対して補助金を支給する。ただし、勤務する事業所等が医療施設ではない被保険者が、最寄りの医療機関等で接種を受けることがやむを得ないものとしてあらかじめ理事長の承認を受けた場合においては、当該医療機関等での接種（以下「個別接種」という。）に対して補助金を支給する。

(補助金額)

- 第4条 補助金の額は、13,200円を上限として、被保険者が負担した額とする。
- 2 被保険者1人1年度内につき、前項の補助金額を上限とする。
- 3 ワクチン接種に関して地方自治体等の補助がある場合は補助金は支給しない。ただし、被保険者が費用の一部を負担する場合には、第1項に規定する上限額又は当該一部負担金の額のいずれか低い額を補助金額とする。

(代理受領)

第5条 事業所等において実施する接種については、事業主が被保険者の負担を軽減した限度におい

て補助金の受給権は事業主が取得するものとする。

(申請手続き)

第6条 補助金の申請は、事業主が取りまとめた上で、組合に行うものとする。なお、個別接種に係る補助金の申請については、別に定める申請書に医療機関発行の支払領収書(原本)を添付の上、事業主が組合に提出するものとする。

2 申請は、原則として毎年度2月末日までに行うものとする。

(支給手続き)

第7条 組合は、前条第1項の申請に基づき審査の上、事業主に対して補助金を支給する。

2 前項の補助金に、個別接種に係るものが含まれている場合は、事業主は、組合から補助金を受領した後、個別接種を受けた被保険者に対して補助金額を支払うものとする。

(制限)

第8条 予防接種を受けるに当たり不正の事実があったときは、不正を行った者に対し、補助金額を全額返還させる。

(その他)

第9条 この規程に定めのない事項及び実務的な事項については、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年10月1日から施行し、令和8年3月31日までの間適用する。